

韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について

平成23年5月2日
23水漁第329号
水産庁長官通知

一部改正

平成24年3月23日
23水漁第2186号
水産庁長官通知

一部改正

平成24年5月29日
24水漁第413号
水産庁長官通知

一部改正

平成24年10月1日
24水漁第1132号
水産庁長官通知

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、韓国は日本から輸出される水産物について、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県（以下「福島県等の16道都県」という。）で生産された水産物（輸入停止措置のものを除く。）について、輸入時に我が国の管轄当局が発行する放射能物質に関する証明書及びその他の府県産の水産物については、産地証明書の添付を求めている。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁又は水産庁と協議の上本通知に基づく証明を行う都道府県の水産部局（以下「発行機関」という。）の担当官が、証明書を発給する手続について定めるものである。

第2 本手続の対象となる水産物

我が国から韓国へ輸出される水産物

第3 証明書発行の要件

以下の1を満たし、かつ2から4までのいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。

- 1 韓国の輸入停止措置を受けていないもの。
- 2 平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。
- 3 福島県等の16道都県の沿岸域以外で採捕され、かつ水揚げ及び加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程）されたものであること。
- 4 福島県等の16道都県の沿岸域において採捕又は福島県等の16道都県で水揚げもしくは加工された水産物については、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査

機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。

第4 証明申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（4）まで及び必要に応じて（5）又は（6）に掲げる書類を発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、以下の（4）から（6）までの書類に代えて、都道府県水産部局長による事前証明書を提出することができる。

- （1） 証明書発行申請書（別記様式1）
- （2） 必要事項を記入した別記様式2
- （3） （2）の記載事項を確認することができる書類
- （4） 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類及び製造業者等の所在を公的に証明する書類の写し
- （5） 第3の2に該当する場合は、製造年月日について確認できる書類
- （6） 第3の4に該当する場合は、検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類

- 2 発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

第5 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室（Tel 03-3501-1961）又はホームページ上で公表する発行機関の連絡先

注1）検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器とし、検出限界値0.7Bq/Kg以下で測定。

注2）放射性物質に関する証明書の発行対象となる産地都道府県変更の適用日は、10月15日の船積み分から適用する。

注3）韓国の放射性物質（セシウム134及び137の合計）の一般食品（水産物含む。）の基準値は、100Bq/Kg以下。

(別記様式1)

韓国向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の担当部局長あて

申請者 住所

氏名

印

私は、「韓国向け輸出水産物の輸出に関する証明書の発行について（平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁長官通知）」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

また、輸入された製品に対して行われる韓国政府による検査の結果、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合、韓国政府が当該輸入品の受け入れを制限する措置を行うことを受け入れます※。

※ 申請者が輸出業者と異なる場合

また、輸入された製品に対して行われる韓国政府による検査の結果、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合、輸出業者（〇〇〇〇）が、韓国政府が当該輸入品の受け入れを制限する措置を行うことを受け入れる旨を確認しました。

(別記様式2)

Declaration for the import into the Republic of Korea of

.....*

Consignment Code..... Declaration Number.....

.....
..... (competent authority)

DECLARES that the.....
..... (products)

of this consignment composed of:.....

..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at..... (embarkation place)

on (date of embarkation)

by (identification of transporter)

going to (place and country of destination)

which comes from the establishment

..... (name and address of establishment)

has been harvested and/or processed before 11 March 2011

is originating from a prefecture other than Hokkaido,Aomori,Iwate,Miyagi,Fukushima,Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Aichi, Mie,Ehime, Kumamoto, and Kagoshima.

(harvested in, processed and/or packed in.....)

is originating from the prefectures Hokkaido,Aomori,Iwate,Miyagi,Fukushima,Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Tokyo, Kanagawa,Aichi, Mie,Ehime, Kumamoto and Kagoshima (harvested in,

processed and/or packed in.....), has been sampled on(date), subjected to laboratory analysis on.....(date) in the(name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the results of analysis are in compliance with the current Korean government requirement.

However, in the case that the Korean government detects, through its inspection, the radionuclides exceeding the Japanese domestic regulation value on the consignment, the exporter (name and address of exporter) will accept that the import of the consignment into Korea is restricted.

The analytical report is attached. (Report number:)

Methods of analysis : Gamma-ray spectrometry using germanium detector.

Detection limit : 0.7 Bq/kg (or Measuring period : 2000 seconds)

Done at..... on.....

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority

* Product and country of origin.